

第1章 計画策定の背景・目的等

1-1 背景

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、建築物の倒壊等により多くの尊い生命が失われました。この地震による建築物の被害状況をみると、昭和56年5月31日以前の耐震設計基準^{（※）}により建築された建築物の被害が顕著でした。この状況に鑑み、建築物の耐震改修を重要な施策として推進するため、平成7年（1995年）10月に『建築物の耐震改修の促進に関する法律』^{（※）}（以下、『耐震改修促進法』といいます。）が制定されました。

その後、国において融資制度の創設等、耐震改修に関する支援策を実施してきましたが、耐震改修が進まない状況から、施策の充実による耐震改修の促進が必要とされていました。

平成17年（2005年）3月には、中央防災会議^{（※）}において、「地震による死者数及び経済被害額を10年後に被害想定から半減させるための建築物の耐震改修」の方向づけがされました。さらに、同年6月の住宅・建築物の地震防災推進会議^{（※）}においては、「住宅及び特定建築物^{（※）}の耐震化率を平成27年（2015年）までに少なくとも9割にすべき」という提言を受けて、同年11月に耐震改修促進法が改正され、平成18年（2006年）1月に施行されました。

この法改正により、都道府県は、国が定めた『建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年（2006年）1月25日国土交通省告示第184号）』^{（※）}（以下、『国の基本方針』といいます。）に基づいて、都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下、『都道府県耐震改修促進計画』といいます。）を策定することが義務付けられました。また、市町村については、国の基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案し、市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を策定するよう努めることが定められました。

この背景を踏まえ、本市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（『広島市建築物耐震改修促進計画』、以下、『本計画』といいます。）を策定します。

※

耐震設計基準

昭和53年（1978年）の宮城県沖地震など大規模な地震が続発したことから、建築物の地震に対する構造基準の見直しが行われ、昭和56年（1981年）6月1日に改正建築基準法が施行された。これ以降の耐震設計基準は、一般的に「新耐震（設計）基準」などと言われている。

この「新耐震（設計）基準」は、建築物が数回は遭遇する可能性のある地震（震度5程度）に対して、建築物が被害を生じないこと、数十年～100年に1度、すなわち建築物が1回遭遇するか否かという地震（震度6強程度）に対して、建築物に被害や変形が生じて崩壊に至らず、最低人命は保証することを目的にしている。

中央防災会議

内閣総理大臣をはじめ全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成される。防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議等行う。

住宅・建築物の地震防災推進会議

国土交通大臣のもと学識経験者、地方公共団体、各種団体により構成される。耐震化の目標設定や目標達成のための施策の方向、地震保険の活用方策などについて検討を行う。

特定建築物（「提言」における定義）

平成18年（2006年）の改正前の耐震改修促進法における特定建築物。現行の耐震改修促進計画では、特定建築物のうち多数の者が利用する建築物（P6表1参照）に相当する。

1-2 目的

広島県は、耐震改修促進法の改正を受け、平成 19 年（2007 年）3 月に『広島県耐震改修促進計画』（以下、『県計画』といいます。）を策定しました。県計画では、県民の生命・身体及び財産を保護するため、県内の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率^(※)を平成 27 年度までに 90%にすることを目標とするとともに、耐震改修等を計画的に促進するための基本的な枠組みを示しました。

本計画は、県計画を受け、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を保護するため、災害に強いまちづくりプラン^(※)と連携し、建築物の耐震化の目標、基本方針及びその取り組み・支援などを示すことで、災害に強いまちづくりを進めることを目的としています。

【広島県耐震改修促進計画に関する問い合わせ先】 広島県都市局建築課（P41 の問い合わせ先一覧参照）

※

耐震化率

全建築物のうち、耐震性のある建築物の割合として求めます。下記参照。

耐震性のある建築物とは、新耐震基準により建築された建築物と新耐震基準以前の基準により建築された建築物のうち耐震性のある建築物の合計とします。

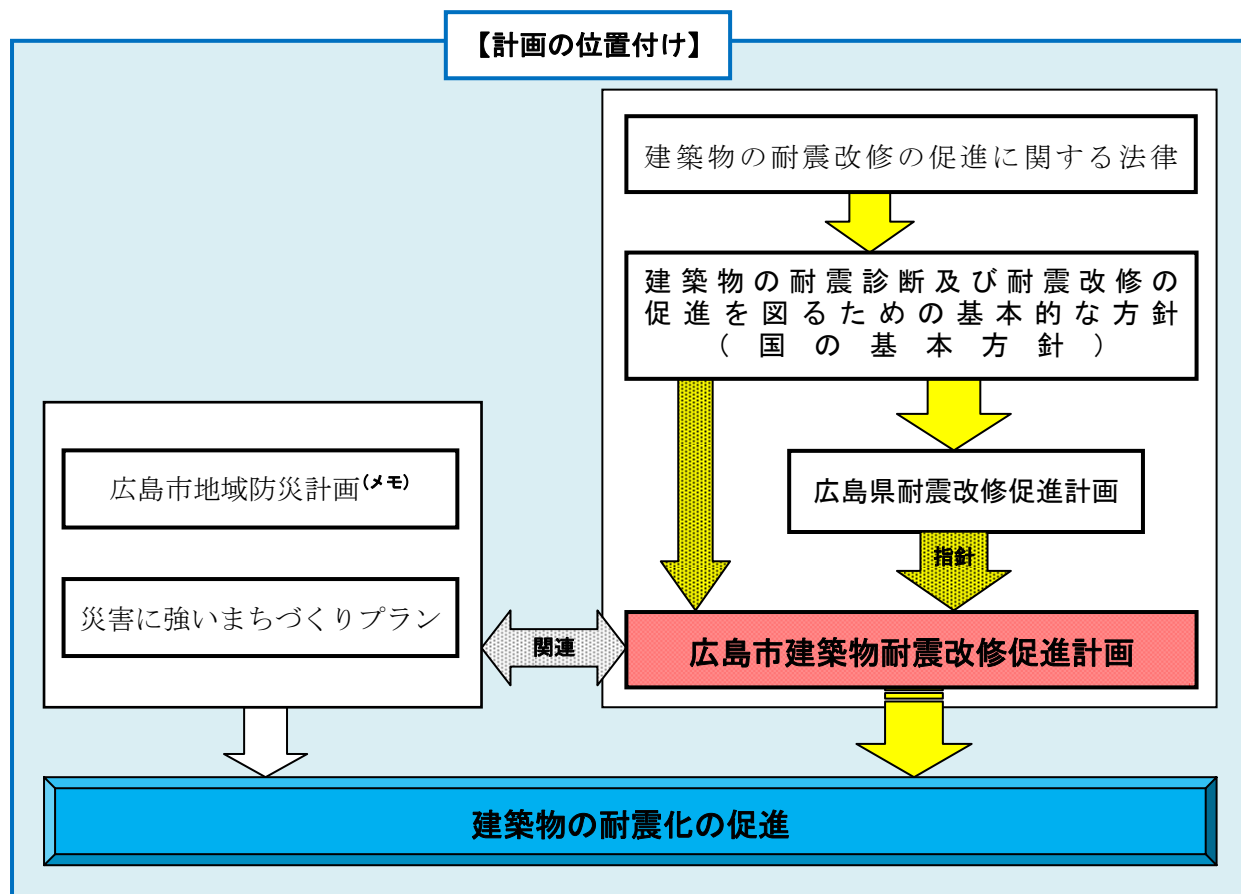
$$\frac{\text{新耐震基準による建築物数} + \text{新耐震基準以前の建築物のうち耐震性のあるもの数}}{\text{全建築物数}} \times 100 (\%)$$

災害に強いまちづくりプラン

本市は、阪神・淡路大震災を教訓として、「災害に強いまち：ひろしま」を計画的に形成していくため、平成 10 年（1998 年）3 月に『災害に強いまちづくりプラン』を策定しました。その後、平成 11 年（1999 年）6 月の集中豪雨による土砂災害、平成 13 年（2001 年）3 月の芸予地震などの災害を踏まえ、平成 17 年（2005 年）3 月に『災害に強いまちづくりプラン』を改訂し、「災害に強い市民活動の推進」、「災害に強い組織体制の整備」及び「災害に強い都市構造の形成」を 3 本柱とした諸施策を進めています。

1-3 位置付け

本計画は、国の基本方針及び県計画を勘案し、耐震改修促進法第5条第7項に規定する「市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画」として策定します。



メモ

市町村（広島市）地域防災計画

市町村地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき策定するもので、災害予防、災害応急対策等に関して、市町村（広島市）及び防災関係機関等が行うべき事項を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。